

答申第251号

情公第2552号

令和8年2月12日

神奈川県公安委員会
委員長 笹野章央様

神奈川県個人情報保護審査会
会長 高橋良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和6年12月25日付で諮詢された特定警察署作成文書一部不開示の件（その2）（諮詢第266号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和6年6月13日付け保有個人情報開示請求に対して、保有個人情報一部開示決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年6月13日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和6年2月29日、私が妻とのトラブルの件で特定警察署に取り扱われた際、特定警察署が作成した児童虐待事案対応票」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、令和6年6月25日付けで、令和6年2月29日付け児童虐待事案対応票（以下「本件行政文書」という。）を特定した上、
 - ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警察官氏名等」という。）
 - イ 保護者の電話番号及び職業（以下「保護者職業等」という。）
 - ウ 警察電話番号
 - エ 被害児童措置等及び同居児童措置等の内容（以下「児童の措置等」という。）
 - オ 通報者、通報内容及び受理の措置の内容（以下「通報者等」という。）
(以下ア、イ、ウ、エ及びオの情報を「本件不開示情報」と総称する。)を不開示とする保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年9月24日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、神奈川県公安委員会に対し、本件処分を不服とし、その取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関（担当：神奈川県警察本部生活安全部少年育成課）の説明要旨
弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求に係る保有個人情報

実施機関は、令和6年2月29日、審査請求人が妻とのトラブルの件で特定警察署に取り扱われた際、特定警察署が作成した本件行政文書を特定した。

（2）処分の理由

実施機関は、本件不開示情報について次のとおり判断した。

ア 法第78条第1項第2号本文該当性について

法第78条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示とする旨規定している。

警察官氏名等、保護者職業等及び通報者等は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法第78条第1項第2号本文に該当する。

イ 法第78条第1項第2号ただし書該当性について

法第78条第1項第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからハに掲げる情報を除くとしている。

警察官氏名等、保護者職業等及び通報者等は、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報でもなく、かつ、関係者らが公務員として遂行した職務の情報でもないことから、同号ただし書いずれにも該当しない。

ウ 法第78条第1項第7号柱書該当性について

法第78条第1項第7号柱書は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示す

ることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

(ア) 警察電話番号について

警察電話番号には、受理者が所属する部署の内線番号が記載されている。

当該内線番号は署内または所属間において警察職員が連絡を取り合う際に使用する電話番号であるため公にされていないことから、これを開示することにより通信業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(イ) 児童の措置等について

児童の措置等には、警察において児童虐待事案発生時に行う措置等が記載されている。

警察における児童虐待事案への対応については、児童の安全の確保を最優先に早期に実態把握と各種関係機関との連携が求められている。

児童への措置等が開示されれば、児童虐待の認知を免れようとしたり各種関係機関との連携を妨害しようする等児童虐待事案を含む人身安全関連事案対応業務の遂行に重大な支障をおよぼすおそれがある。

(ウ) 通報者等について

通報者等には、通報者の氏名、住所及び通報内容等が記載されている。

警察で把握した情報が、万が一にも第三者に開示される可能性があれば、関係者らからの報復やトラブルに巻き込まれることをおそれて各種関係機関への通報を躊躇したり、警察の聴取に協力を得ることができなくなるなど、児童虐待事案を含む人身安全関連事案対応業務の遂行に重大な支障をおよぼすおそれがある。

以上のことから、警察電話番号、児童の措置等及び通報者等は、法第78条第1項第7号柱書に該当する。

4 審査請求人の主張要旨

(省略)

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件不開示情報が法第 78 条第 1 項第 2 号本文及び同項第 7 号柱書に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下その妥当性について検討する。

(1) 警察官氏名等について

法第 78 条第 1 項第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報(略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(略)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからハまで、すなわち「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(同号ただし書ロ)、「当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(同号ただし書ハ)に該当する情報については、不開示情報から除く旨規定している。

当審査会が確認したところ、警察官氏名等は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別される情報に該当するため、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当すると認められる。

また、警察官氏名等は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他いかなる媒体においても一般には公表されておらず、「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質に鑑みれば、

同号ただし書口及びハにも該当しないと認められる。

(2) 保護者職業等について

当審査会が確認したところ、保護者職業等についても、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別される情報と認められることから法第78条第1項第2号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書イからハまでに規定するいずれの情報にも該当しないと認められる。

(3) 警察電話番号及び児童の措置等について

法第78条第1項第7号柱書は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

警察電話番号には、受理者が所属する部署の内線番号が記載されている。

警察電話番号は、一般には公表されておらず、これが開示されれば、職務執行に必要な連絡を妨害する目的で警察署等に対して執拗に架電する等、通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号柱書に該当すると認められる。

また、児童の措置等には警察において児童虐待事案発生時に行う措置等が記載されており、これらが開示されれば、児童虐待事案への対応については、児童の安全の確保を最優先に早期に実態把握と各種関係機関との連携が求められているところ、児童虐待の認知を免れようとしたり各種関係機関との連携を妨害しようする等児童虐待事案を含む人身安全関連事案対応事務の遂行に重大な支障をおよぼすおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号柱書に該当すると認められる。

(4) 通報者等について

通報者等には、通報者の氏名、住所等の人定事項及び通報内容等が記載されている。

当審査会が確認したところ、通報者等は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別される情報に該当するため、法第78条第1項

第2号本文に該当すると認められ、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書イからハまでに規定するいずれの情報にも該当しない。

また、通報者等が万が一にも第三者に開示されれば、関係者らからの報復やトラブルに巻き込まれることをおそれた通報者が、各種関係機関への通報を躊躇したり、警察の聴取に協力を得ることができなくなるなど、児童虐待事案を含む人身安全関連事案対応事務の遂行に重大な支障をおよぼすおそれがあると認められることから、通報者等は、法第78条第1項第7号柱書に該当すると認められる。

よって、通報者等は、法第78条第1項第2号本文及び同項第7号柱書に該当すると認められる。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、本件不開示情報の開示又は不開示の判断に影響を与えるものではない。

以上により、本件処分は妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年12月25日 (收受)	<input type="radio"/> 諮問
令和 7 年10月20日 (第360回審査会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年11月27日 (第361回審査会)	<input type="radio"/> 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
飯島 奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉藤 亮	神奈川大学教授	会長職務代理者
金井 惠里可	文教大学教授	
高橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中嶋 慶子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和8年2月12日現在）（五十音順）